

工事請負契約書（案）

- 1 工事名 令和6年度桜野特別支援学校防火設備改修工事
- 2 工事場所 沖縄県名護市宇茂佐1787-1
- 3 工期 自 令和〇年〇〇月〇〇日
至 令和7年3月21日
- 4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 特約事項 特になし

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

発注者	住所	沖縄県名護市宇茂佐1787-1
	商号又は名称	沖縄県立桜野特別支援学校
	氏名	校長 津波佳和

請負者	住所	
	商号又は名称	
	氏名	

(総 則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この契約書に基づき、設計図書（図面、仕様書、現場説明書等）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし甲は、その請負代金を支払うものとする。

(工程表の提出)

第2条 乙は、この契約締結後すみやかに設計図書に基づいて、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

(監督員)

第3条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 甲が監督員を置かないときは、この契約に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第4条 乙は、次の各号に掲げるものを定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に該当する場合は、専任の主任技術者）又は監理技術者（建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場の運営、取締りを行う。

3 現場代理人は、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(工事材料の品質及び資材承諾願ひ)

第5条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されてない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。また、主な使用資材については、資材承諾願ひを提出する。

(設計図書の変更)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第7条 乙は、天候の不良、その他乙の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

(工事完成時の提出書類)

第8条 乙は、工事着工前、工事中、完成時の写真を撮影し、必要に応じ、完成図面各種試験成績表、保証書等を添えて甲に提出するものとする。

(検査及び引渡し)

第9条 乙は、工事を完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、設計図書の定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

4 甲は、第2項の検査によって、工事の完成を確認した後、乙が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。

(請負代金の支払)

第10条 乙は、第9条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

(かし担保)

第11条 甲は、工事目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償は、引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第12条 乙は責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引き渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ年2.4パーセントの割合で計算した額とする。

(雑則)

第13条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。